

第六次 土岐市総合計画

2016～2025



土岐市

ごあいさつ

現在、わが国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地球規模でのエネルギー・環境問題に対する意識の高まりなど、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりへの期待など、市を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような時代潮流を踏まえ、本市の強みである美濃焼や豊かな自然環境、利便性の高い広域交通網など、地域にある多様な資源を活用し、市民一人ひとりの心の豊かさや暮らしのゆとりを叶えることができるよう、まちの将来像を“人と自然と土が織りなす 交流文化都市”とした「第六次土岐市総合計画（平成28年度～平成37年度）」を策定しました。

これまで基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成されていた総合計画を、基本構想と実施計画の2層構造とし、実施計画において具体的な事業を明確に計画化することで、全体計画をスリム化するとともに、市民に分かりやすい総合計画といたしました。

まちの将来像の実現に向け、この計画を指針として、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の方々や、市民意識調査やまちづくり懇談会等で貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ関係各位のご尽力に対し、心からお礼を申し上げます。

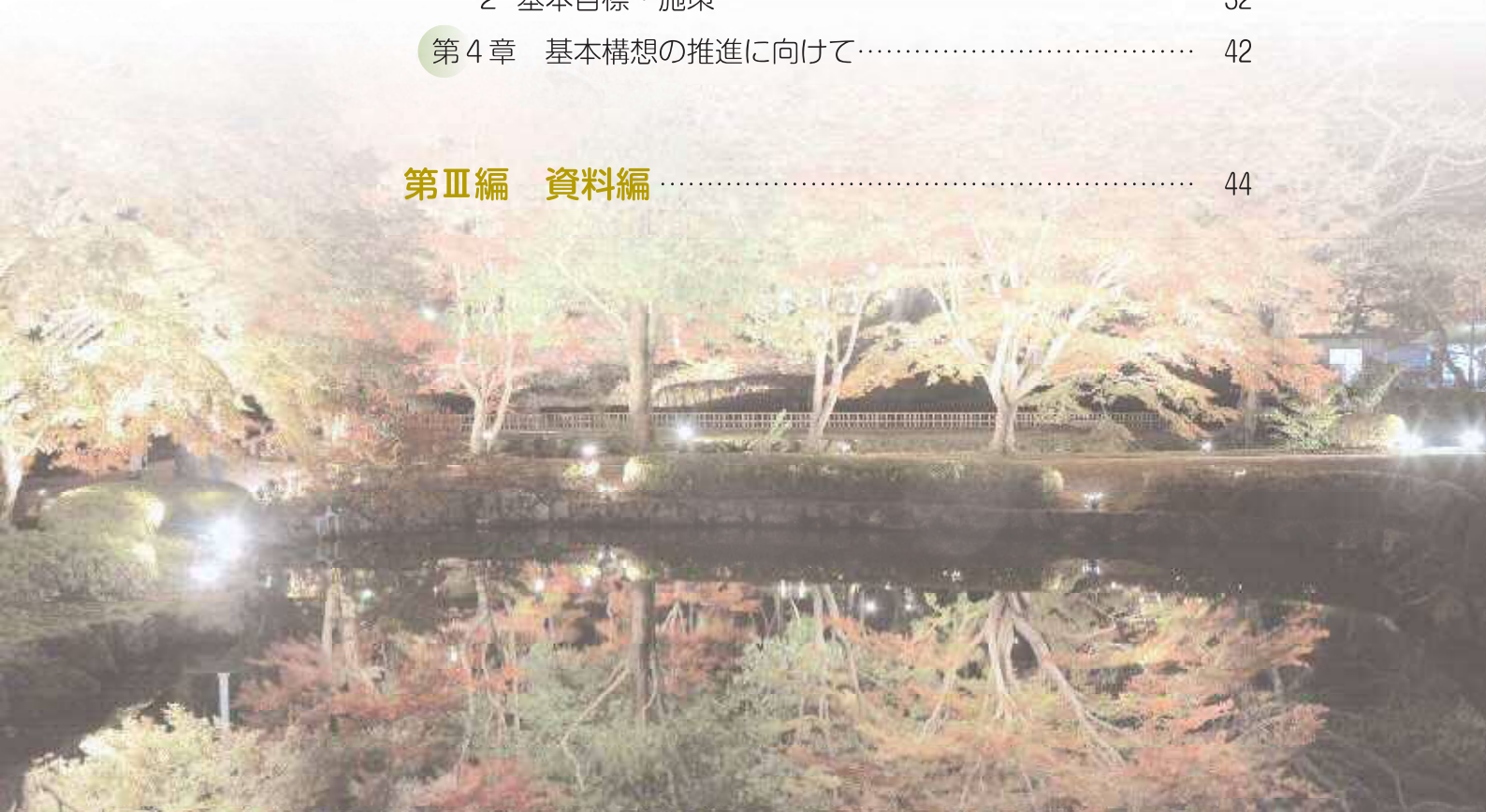
平成28年3月



土岐市長
加藤 靖也

第Ⅰ編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景・目的	2
2 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 時代潮流	4
2 土岐市の特徴と現状	8
3 市民の声	12
4 まちづくり懇談会での意見	16
第3章 まちづくりの課題	18
第Ⅱ編 基本構想	21
第1章 まちの将来像	22
第2章 めざすまちづくりの方向性	24
1 基本指標	24
2 土地利用構想	26
第3章 基本目標・施策の大綱	30
1 施策の大綱	30
2 基本目標・施策	32
第4章 基本構想の推進に向けて	42
第Ⅲ編 資料編	44

第Ⅰ編 序論



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

総合計画とは、土岐市の将来のまちの姿を私たち市民と行政、市議会が共有し、それを実現させるための道筋を示すものです。

福祉や環境、防災や防犯といった私たちに身近な分野で、今後、どのような方向で事業を実施していくのかを示し、「協働」を基本に、土岐市に関わるすべての人々が、共に理解し協力してまちづくりをしていくための計画です。

近年、少子高齢化や大災害など私たちの生活を取り巻く環境は刻々と変化し、土岐市を取り巻く状況も大きく変化しています。

総合計画に関しては、これまで地方自治法において、市町村に「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、平成23年の法改正で策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の判断に委ねられることになりました。そのため、土岐市では、条例を制定し「基本構想」を議会の議決を経て定めることとしました。

こうした位置づけを踏まえ、土岐市に住み、土岐市で働き、土岐市で学ぶ私たち、土岐市を訪れるすべての人々が幸せを実感できるまちをつくっていくため、次の4つの視点で「第六次土岐市総合計画」を策定します。

- ① 時代潮流に対応した総合計画
- ② 市民の意向を踏まえた「基本構想」と、計画の実効性、弾力性、即応性を備えた「実施計画」の2層構造からなる総合計画
- ③ 市民にわかりやすい簡素な総合計画
- ④ 行政経営を円滑に進める総合計画

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「実施計画」の2階層で構成されます。

基本構想は、20、30年後の本市の姿を見据えつつ、平成37年度（2025年度）を目標年度とする10年間を計画期間とします。

1 基本構想

基本構想では、今後10年間で私たちが目指すまちの将来像を定めます。

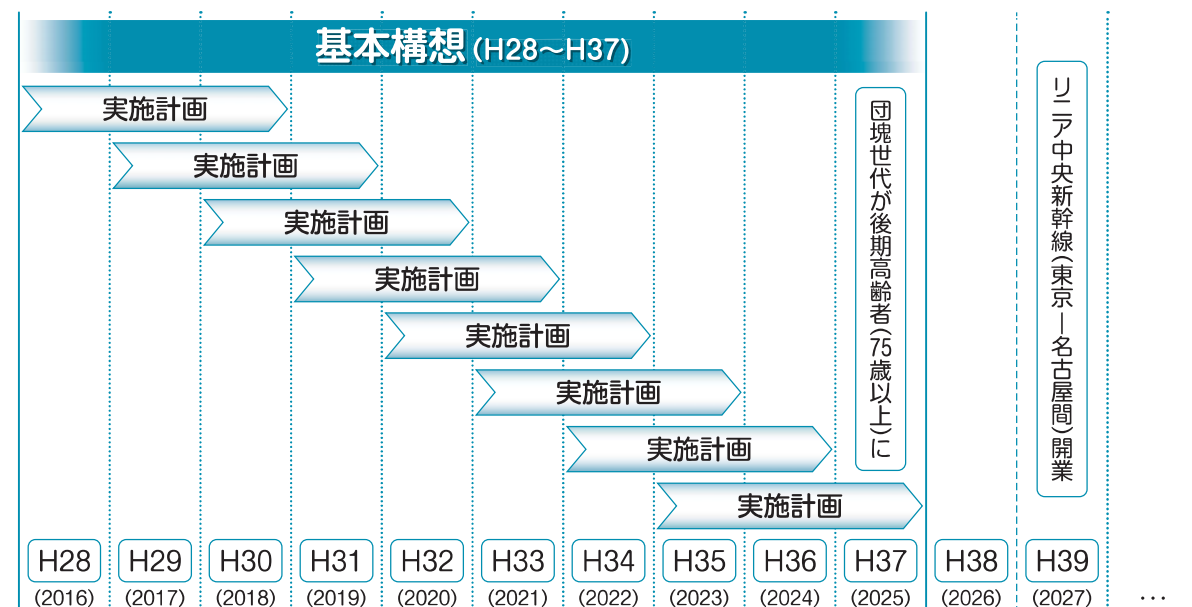
また、将来像の実現に向けて実施していく施策について、大きな方向性を示します。



2 実施計画

実施計画では、基本構想で示された方向性に基づいて、実際に行っていく具体的な事業について示します。

計画期間は3年間ですが、毎年見直しを行い、基本構想との間にずれが生じないように事業を計画し実施していきます。



第2章 計画策定の背景

1 時代潮流

1 少子高齢社会と人口減少

日本の総人口は平成37年（2025年）には約1億2千万人で国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）となり、医療・介護・福祉サービスの需要が急増することが懸念されています。また、合計特殊出生率^{*1}は1.4程度と人口を維持するための2.07よりも低く、少子化の傾向が顕著になってきています。人口減少は、働く人が少なくなり、地域のにぎわいの低下、内需縮小^{*2}を招き、国内のものづくりが、更に空洞化する恐れがあります。一方で、女性や高齢者がこれまで以上に活躍するようになると、持続的な成長につなげることもできると言われています。

2 地方分権^{*3}と行政改革

国の借金は年々増加し、平成27年3月末時点では残高が1,053兆円と国民1人当たり約830万円にまでなっています。国の財政が厳しさを増していくなか、地方への権限移譲や税財政制度改革^{*4}など、地方分権への取り組みが進められてきました。本市においても、財政的に依然厳しい状況にあるものの、自主的で自立した政策の立案及び推進体制を構築していくことが求められています。



- ^{*1} **合計特殊出生率** 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ^{*2} **内需縮小** 内需とは国内需要のこと。人口が減少することにより国内における消費が少なくなることが懸念されている。
- ^{*3} **地方分権** 住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮していくこと。
- ^{*4} **税財政制度改革** 住民の多様なニーズに応える地方分権にかなった地方財政制度改革のこと。

3 多様化する価値観

近年、経済的な豊かさを追求するよりも、スローライフ^{*5}、ロハス^{*6}と呼ばれる地球環境や持続可能性といったものが注目を集め、心の豊かさを重視する傾向が強くなってきています。また、男女共同参画^{*7}やノーマライゼーション^{*8}、多文化共生^{*9}など、多様な価値観や個性を尊重し共生することの重要性も高まっています。

4 環境問題に対する意識の高まり

化石燃料の大量消費により二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、地球温暖化の影響は年々、顕著になってきています。また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電の安全性に係る信頼が損なわれ、日本のエネルギー供給構造の脆さが明らかになりました。これからは、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギー^{*10}の開発・普及の強力な推進が更に必要となってきています。

5 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災は、被災地をはじめ日本全体に甚大な被害をもたらし、私たちの防災に対する意識は大きく向上しました。また、地震以外にもゲリラ豪雨や土砂災害などの災害も発生しており、人々の防災意識は急速に高まっています。更に、高齢者や子どもを狙った凶悪犯罪も多く発生しており、身近な地域での犯罪への不安が増大しています。

- ^{*5} **スローライフ** 大量生産・高速型のライフスタイルに対して、ゆっくりした暮らしを実践すること。
- ^{*6} **ロハス** Lifestyles Of Health And Sustainability の略。健康や環境に配慮し、持続可能な社会を志向するライフスタイルのこと。
- ^{*7} **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。
- ^{*8} **ノーマライゼーション** 障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現を目指す考え方。
- ^{*9} **多文化共生** 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- ^{*10} **再生可能エネルギー** 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

6 激変する経済環境

日本経済はリーマン・ショック^{*11}以降、長年、低迷を続けてきましたが、近年はアベノミクス^{*12}効果により、回復の兆しを見せ始めています。また、経済のグローバル化^{*13}が進み、経済活動の機会が拡大する一方、国際競争の激化、生産拠点の海外移転などの負の影響も見られるようになっていきます。

7 子どもを取り巻く環境の変化

近年、核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わりました。このような変化は、家庭や地域における教育力の低下の要因とも言われています。すべての子どもに生きていく力を育むために、家庭・地域・学校が互いに連携して取り組むことが求められています。

8 地域の誇りを育む歴史や文化

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に「和食」・「和紙」が登録されるなど、日本の地域にある文化や伝統技術が世界的に注目されています。国内においても「日本遺産」の認定が行われるなど、地域の誇りを育む固有の歴史や文化を活かしたまちづくりが求められるようになっていきます。



***11 リーマン・ショック** 2008年9月にアメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

***12 アベノミクス** 第2次安倍内閣が掲げた一連の経済政策のこと。「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる。

***13 グローバル化** 政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

9 市民参画と協働意識の高まり

ボランティア意識の高まりとともに、市民、団体、企業などが地域づくりの担い手となり、行政と協働することでより良いサービスを提供していく考え方も広まっています。政策を考える過程から共に協力し合うことで、私たちにとって、より良いまち、より満足できるまちをつくっていくことが可能となります。



10 高度情報化する社会

インターネット、スマートフォン^{*14}、ウェアラブル端末^{*15}など、私たちの周りのIT^{*16}環境はめまぐるしい速度で変化しています。一方、個人情報保護の意識が高まるなか、情報流出など情報に関する様々な犯罪が社会問題化しています。また、行政が提供する情報のあり方も、二次利用を前提とした積極的な情報公開（オープンデータ）へシフトしつつあります。

11 老朽化する社会資本

経済成長とともに拡大してきた市街地とそれを支えるインフラなど公共施設の老朽化とその更新費用をどのように捻出するかが、大きな問題となってきています。そのため、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化など、財政負担を軽減・平準化する方策や近隣都市と連携するなど、広域的な利用や整備を検討していく必要があります。

***14 スマートフォン** 携帯電話と携帯情報端末（PDA）を融合した「Smart＝賢い」携帯端末のこと。

***15 ウェアラブル端末** 腕や頭部など、身体に装着して利用することが想定された端末のこと。

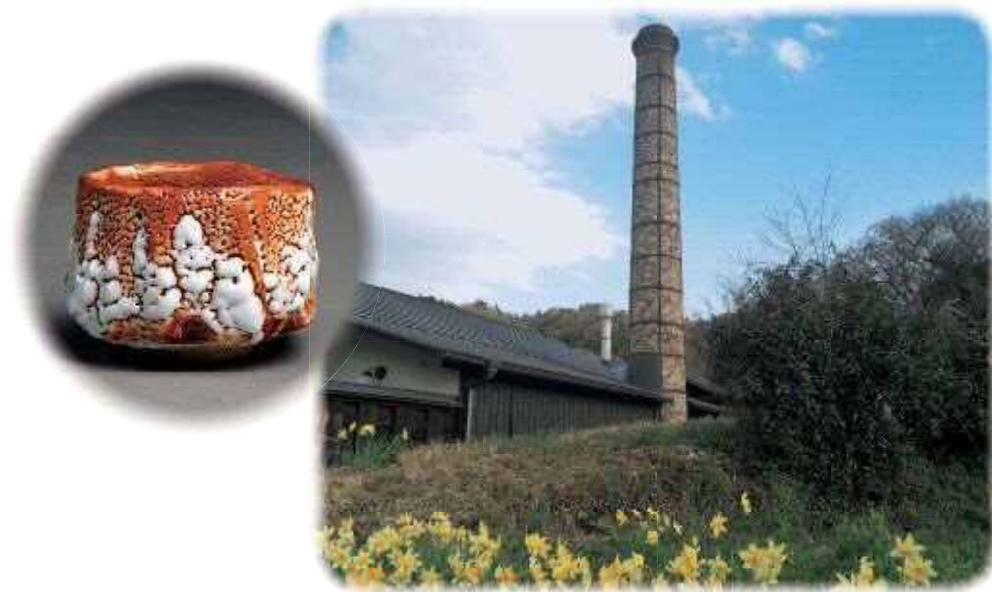
***16 IT** Information Technology の略で情報技術のこと。

2 土岐市の特徴と現状

1 土岐市の強み

1300年以上の伝統を持つ美濃焼の産地

本市は1300年以上の伝統を持つ美濃焼の産地として、全国でも有数の焼き物のまちとなっています。これら焼き物は、歴史や産業として市民に根付き、作陶体験・買い物などで観光客を楽しませてくれています。



観光・交流による来訪者数の拡大

「土岐プレミアム・アウトレット」には年間590万人超の方が訪れ、他にも「道の駅志野・織部」、「道の駅どんぶり会館」、「テラスゲート土岐」、「土岐美濃焼まつり」などの施設やイベントに市内外から多くの観光客が訪れています。



土岐美濃焼まつり



豊かな自然環境

本市は市域の多くを占める緑豊かな丘陵や土岐三国山県立自然公園など、市内外に誇る豊かな自然に恵まれています。特に、泉地域や鶴里地域では、世界的にも貴重な自生するシデコブシの群生地が見られ、また市内各所に、絶滅が危惧される生物が生息する湿地なども数多く残っています。



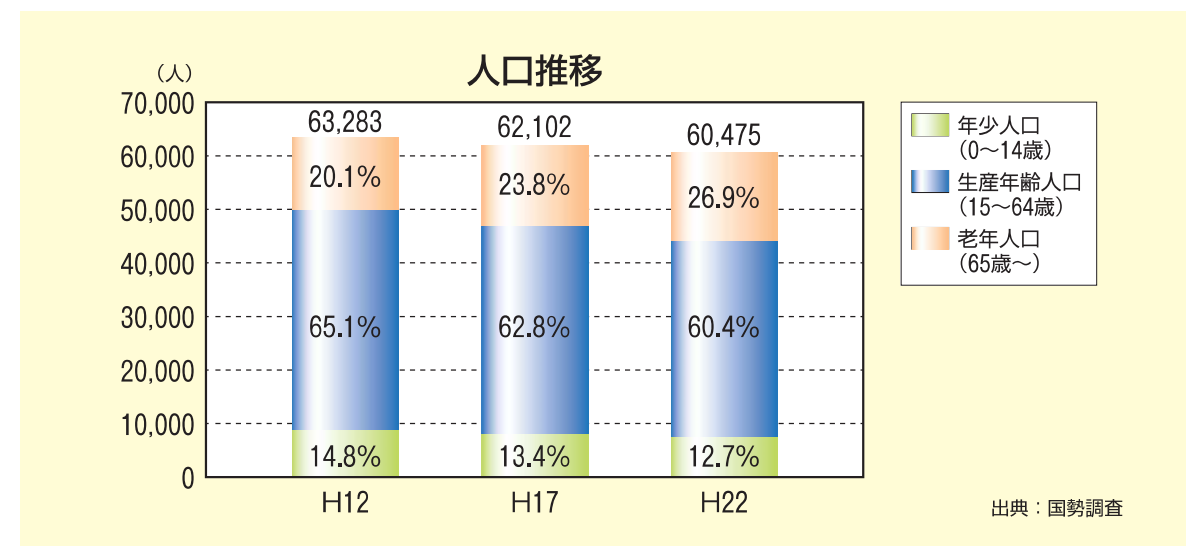
便利な広域交通網

中央自動車道が東西に、東海環状自動車道が南北に通る、広域交通の結節点となっています。また、市内にはインターチェンジ（五斗時スマートICを含む）が3カ所あり、各方面から観光に訪れる方の利便性が増しただけでなく、物流の重要な拠点となっています。平成39年（2027年）にはリニア中央新幹線岐阜県駅が中津川市内に整備される予定であり、更なる交流人口の増加が期待されます。

2 土岐市の弱み

人口減少と高齢化の進展

本市の人口は減少していますが、高齢単身世帯、要支援・要介護認定者数は増加しています。そのため、福祉対策や高齢者が元気に生活できる環境づくりなどが求められています。



駅周辺の衰退・空洞化

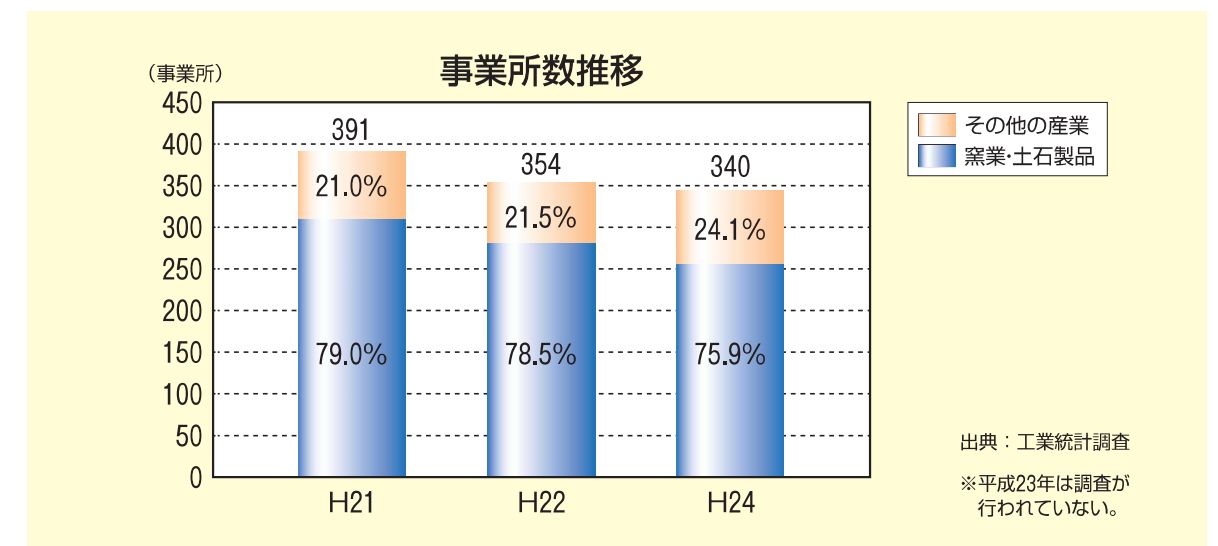
市内の商業の事業所数が減少しており、特に、駅周辺の衰退が顕著です。空き店舗対策、公共交通機関の充実、イベント開催等による交流機会を強化し、市民生活を支える役割として再生していくことが求められています。

地域医療への不安

医師不足や診療報酬の見直しなど、地方病院を取り巻く環境は厳しくなる一方、地域医療の重要性は増し、市民が安心して適切な医療を受けられる体制を確保することが求められています。

事業所数等の減少・産業活動の低迷

市内の事業所数や従業員数は減少し、特に窯業・土石製品製造業の製造品出荷額は最盛期の半分程度となっています。基幹産業でもある窯業の振興と新産業の誘致や育成、起業支援が求められています。



協働まちづくり機会の不足

核家族化などが進み、これまでの地域まちづくり活動が希薄化する傾向がみられます。市民の意見を聴き、参画する機会の充実と自主的な活動への支援が求められています。

財政力の脆弱性^{ぜいじゃく}

本市の財政は厳しさを増しており、身の丈にあった歳出と新たな歳入確保に取り組み、健全な財政運営が求められています。

3 市民の声

市民の方が、今の施策をどう評価しているのか、目指したいまちの将来像はどのようなものなのか、といった市民の声を把握するために、平成26年度に市内在住の市民、中学生、企業・事業所、市民活動団体、自治会を対象に意識調査を行いました。

1 調査概要

調査の対象や配布・回収数は以下のとおりとなっています。

	調査対象	調査方法	配布・回収数
Ⅰ 市民	土岐市に住む16歳以上の市民3,000人	郵送による配布・回収	配布数 3,000票 回収数 651票 回収率 21.7%
	中学生保護者	学校を通じた配布・回収	配布数 990票 回収数 494票 回収率 49.9%
Ⅱ 中学生	土岐市内の中学校に通う2・3年生	学校を通じた配布・回収	配布数 1,003票 回収数 896票 回収率 89.3%
Ⅲ 企業・事業所	土岐市の企業・事業所	郵送による配布・回収	配布数 99票 回収数 54票 回収率 54.5%
Ⅳ 市民活動団体	土岐市で活動している市民活動団体	郵送による配布・回収	配布数 73票 回収数 35票 回収率 47.9%
Ⅴ 自治会	土岐市内の自治会長	自治会を通じた配布・回収	配布数 305票 回収数 219票 回収率 71.8%

※選定方法

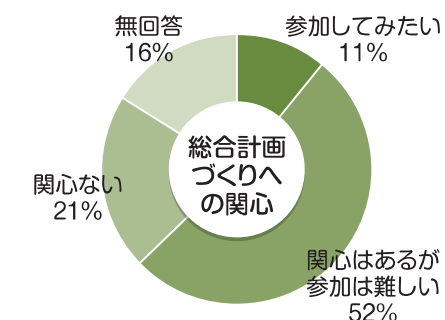
- Ⅰ 市民 …………… 年齢別、性別、地区別の人口割合で無作為に抽出
- Ⅱ 中学生 …………… 市内中学校の2・3年生全員
- Ⅲ 企業・事業所 …………… 本市への進出企業及び各種団体からの推薦企業等
- Ⅳ 市民活動団体 …………… 市内の NPO 団体及びボランティア団体等
- Ⅴ 自治会 …………… 市内の各自治会の区長及び町内会長等

2 調査結果

市民・企業等との協働によるまちづくりについて

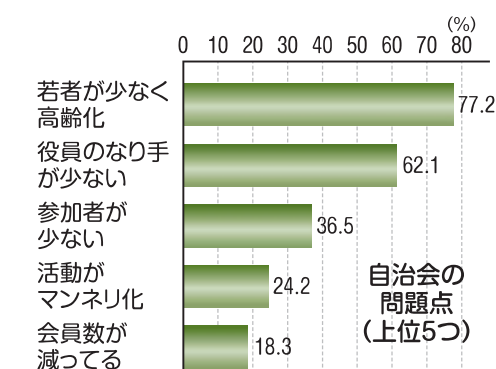
市民の声を総合すると……

「総合計画って何のことですか？ 内容をよく聞けば、ちょっと計画づくりに関わってみたいとも思いますが……。あと、行政がやっていることに、自分たちの意見が反映されているとは、正直あまり思っていない。」



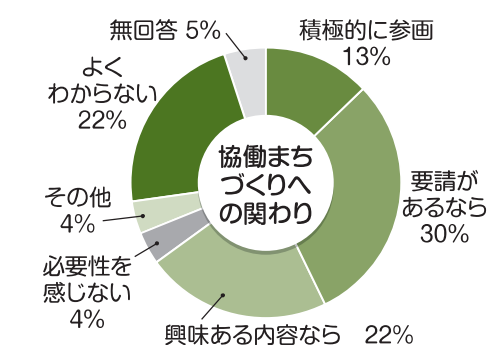
自治会の声を総合すると……

「自治会に入る若い衆が最近減ってきてね……。今いる人も結構な歳だし、やる人がいなくなっているんだよ。」



企業の声を総合すると……

「地域貢献活動といっても活動しているのは一部の企業さんですよ。えっ？ まちづくりを市民の方や行政さんと一緒に、ですか？ 興味がある内容だったり、お願いされたりしたら、もちろんやりますよ。」

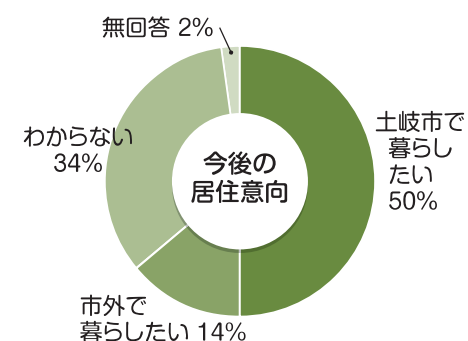


このような声から、これからは市民や企業がまちづくりに参画しやすい環境を設けるとともに、自治会などの各種団体と連携しながらまちづくりをしていく必要があります。

土岐市のイメージ・暮らしやすさについて

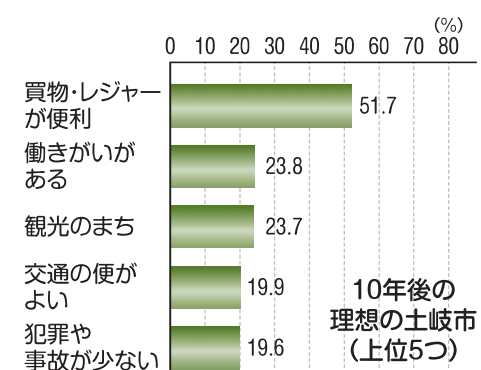
市民の声を総合すると……

「土岐市って、緑が豊かで安全で、暮らしやすいまちだと思いますよ。あとは、医療や福祉、子育て支援等が整うともっといいですね。だけど、周りでは他の市で住もうかなって考えてる人もいるみたいです。土岐市は買い物や通学が不便なんですって。」



中学生の声を総合すると……

「土岐市で買い物ができたり、遊びにいきたり、働けたりできるまちになるといいなあ。」



企業の声的综合すると……

「土岐市は、交通が便利で災害や治安面で心配がなくて、他と比べていいところですよ。」

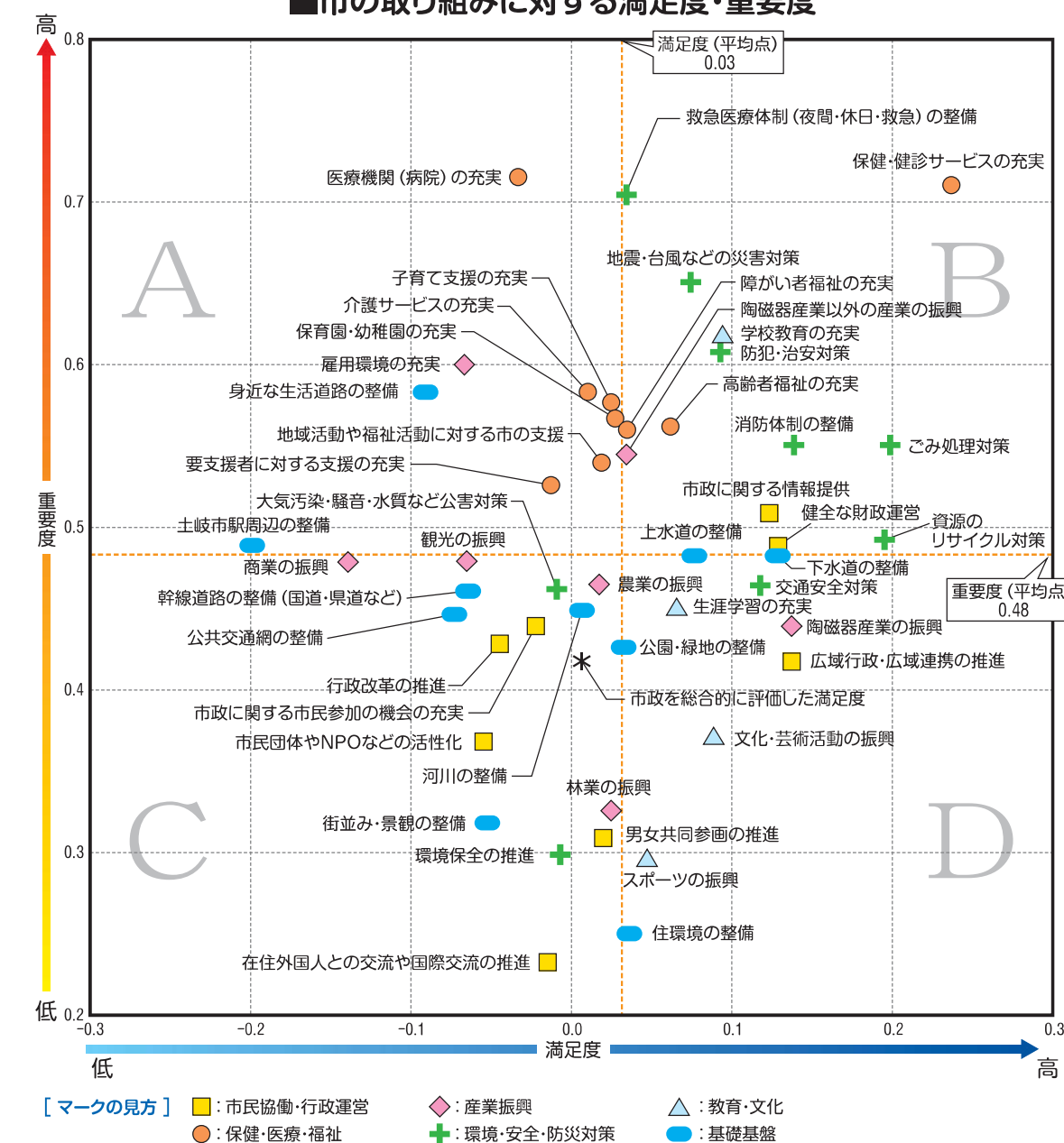
このような声から、これからは医療や福祉、子育て支援等が整った安心・安全なまちになることが望まれています。

また、買い物や通学など日常生活の利便性への不満を少しでも解消していけるような対策を講じていく必要があります。

市政に対する評価^{*17}や今後のまちづくり課題について

重要度が高く、満足度が低い取り組みとして、「医療機関（病院）の充実」、「土岐市駅周辺の整備」、「身近な生活道路の整備」、「雇用環境の充実」など9つの取組が挙げられています。

市の取り組みに対する満足度・重要度



*17 市政に対する評価 土岐市に住む16歳以上の市民3,000人を対象とした市民意識調査より算出

4 まちづくり懇談会での意見

土岐市におけるまちづくりの現状・課題等を把握するため、平成27年3月に市内各地区においてまちづくり懇談会（まち懇）を開催しました。各地区からは、主に以下のようなまちづくりの意見（アイデア）をいただきました。

1 懇談会からの主な意見

地域医療体制に関すること

総合病院のあり方も含め、地域医療体制について現状よりも充実することを望む意見が多く出されました。

- ・ 医者を確保し受診希望者を増やして病院経営の安定を図る
- ・ 総合病院について早急に赤字解消。できなければ廃止も

主な意見

高齢者福祉に関すること

高齢者が安心して暮らし続けられるまちを望む意見や、高齢者の活躍の場を設けた方がよいといった意見が多く出されました。

- ・ 高齢者のパワーを結集した組織を立ち上げる工夫
- ・ 老人中心の街（認知症カフェ）

主な意見

子育て支援に関すること

医療費の無料化や給食費の免除、幼稚園・保育園料の減免といった子育て支援の充実を望む意見が多く出されました。

- ・ 子育てに安心なまちづくり（身近に相談員、金銭面の補助）
- ・ 子育て支援による定住推進（医療費の無料化年齢引上げ）

主な意見

地域の自治・活性化に関すること

地域自治のあり方や地域の活性化に向けた仕組みづくりに関する意見が多く出されました。

- ・ 地域の役のあり方を考える場づくり
- ・ 地域がより積極的に活動できる支援

主な意見

駅周辺に関すること

商業施設や図書館といった都市機能の充実や交通・交流の結節点としての利便性の向上などを望む意見が多く出されました。

- ・ 図書館を駅前に作る
- ・ 土岐市の中心部が近くなる交通網が欲しい

主な意見

観光に関すること

観光ルートの整備やゆるキャラやご当地アイドルなど土岐市のPRなどを望む意見が多く出されました。

- ・ ゆるキャラを作って全国にPRする
- ・ 映画のロケ地としてアピールする

主な意見

産業振興に関すること

企業誘致や地場産業の振興などを望む意見が多く出されました。

- ・ 新規事業者（起業家）を募る、雇用環境の充実
- ・ 地場産業についてブランディングの推進、海外販売の拡大

主な意見

公共交通に関すること

バス路線の充実を望む意見が多く出されました。

- ・ コミュニティバス、タクシーの充実
- ・ 市バス網の整備、巡回バスを走らせる

主な意見

住宅施策に関すること

空き地や空き家対策、定住に関する意見が多く出されました。

- ・ 空き地、空き家を調査し低金額にて貸出し
- ・ 定住者、Uターン者に助成を！

主な意見

第3章 まちづくりの課題



■ 人口減少の抑制と快適に住み続けられる居住環境形成

本市の人口は平成8年をピークに減少に転じ、今後も更に人口減少が進むことが見込まれています。労働を担う生産年齢人口(15～64歳)も年々減少しており、労働力の低下、税収の減少などの問題が懸念されます。

転出者の抑制、出生率の増加を図るとともに、UIJターン^{*18}等による移住者を増加させ、人口減少をできる限り抑制していく必要があります。また、平成37年度(2025年度)には団塊の世代が後期高齢者となり、買い物など日常生活に不安を持つ高齢者の増加も懸念されます。岐阜県が策定する地域医療構想等を踏まえ、地域医療体制の充実を図るとともに自治会活動などを中心に地域での支え合いを深め、安心して快適に住み続けられる環境をつくっていく必要があります。

^{*18} UIJターン 都市部の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。

■ まちの活力再生と更なるにぎわいの展開

大規模商業施設が進出する一方で、駅周辺をはじめとする各地区の商店街のにぎわいは年々失われてきており、活力を取り戻していく必要があります。

基幹産業である窯業をはじめ本市の産業は低迷を続けており、特に窯業・土石製品製造業の製造品出荷額は最盛期の半分程度に落ち込んでいます。地場産業の振興と新産業の誘致や育成の両面から産業振興を図り、本市経済の活性化、若者の定住促進にもつなげる雇用環境の充実を重点的に進めていく必要があります。

観光については、「土岐プレミアム・アウトレット」や「テラスゲート土岐」などをはじめ、多くの方が訪れにぎわっています。しかし、これら施設の来場者は、施設内に留まっており、市内観光には結びついておらず、その効果は限定的となっています。そのため、これらの施設を訪れる来場者を市内観光へと誘う仕組みを構築し、更なるにぎわいを展開していく必要があります。



■ 安全・安心な地域づくり

大規模災害時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが自らを守る自助、近隣で互いに助け合う共助、そして行政が行う公助、これらが連携し対策を行っていくことが重要です。それには、市民が日頃から災害に対して備え、災害発生時に的確に行動できるようにすることが重要です。

また、地域で安全に生活していく上で犯罪や交通安全に対する備えも重要です。身近な生活道路の整備や安全な地域づくりを進めるとともに、防犯、交通安全への市民意識を向上し、自治会など地域と連携した活動を促進し、安心・安全な地域社会を構築していく必要があります。



■ 次世代を育む地域づくり

本市の平成25年の合計特殊出生率は1.23となっており、国の平均（1.43）を大きく下回っています。全国的な少子化傾向の中、本市においては出産可能な医療機関がないため、産科を望む声も多数あります。地域医療体制を充実し、市民が安心して出産できる体制の整備が必要となっています。

また、若者の出会いから、出産、子育て、教育に至るまでの各段階に応じた多様な子育て支援とともに、女性の就労環境の改善など、子育て世代が住みやすい地域づくりを進めていくとともに、保育園・幼稚園から小・中学校、高校までの連携を深め、地域が一丸となり、子育て・教育環境を充実させていく必要があります。



三世代ふれあい広場

■ 持続可能なまちづくりを支える行財政運営

人口減少や少子高齢化に伴う経済の縮小により税収等の伸びが期待できないなか、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。将来にわたる行政需要・行政課題に的確に対応するためには、選択と集中により効率的な施策・事業推進を図り、大幅な経費削減に最大限努めるとともに、新たな財源を確保し、持続可能なまちづくりを支える財政基盤を確立する必要があります。

また、施策・事業の実施にあたっては、これまで以上に市民や地域、企業・事業所、市民活動団体等との連携・協働が重要になります。すべての分野において、協働や地域自治といった考え方を基本にまちづくりを進めていくことが必要です。

第Ⅱ編 基本構想

第1章 まちの将来像

人と自然と土が織りなす 交流文化都市

土岐市は、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年次とする「第五次土岐市総合計画」において、「緑・美濃焼・みんなの笑顔 未来を拓く快適・交流都市」を将来像^{*19}に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進め、一定の成果をあげてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化、地域主権型社会の進展、防災やエネルギー問題への意識の高まり、市民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く情勢は大きく変化しています。本市の人口は減少しており、今後も少子高齢化が一層進むことで、社会、経済、地域など様々な場面でより深刻な問題が生じてくることも予測されます。また、市民一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化も進み、安全・安心や健康志向の高まりにみられるように、心の豊かさや暮らしのゆとりを望む方向性が一層鮮明になってきています。

^{*19} 将来像 第五次総合計画策定時は、「緑・美濃焼・先端技術 みんなで創る快適・交流都市」であったが、5年後の見直しにおいて、「緑・美濃焼・みんなの笑顔 未来を拓く快適・交流都市」とした。



本市においては、本市の強みである美濃焼や豊かな自然環境、利便性の高い広域交通網、そして、本市に集う人々といった地域にある多様な資源を活用し、市民一人ひとりの心の豊かさや暮らしのゆとりを叶えることができるよう、まちの将来像を「人と自然と土が織りなす 交流文化都市」と定めます。

『人』は、土岐市に住み、土岐市で働き、土岐市で学び、土岐市に訪れる、土岐市に関わるすべての人を意味しています。『自然』は、市域の多くを占める緑豊かな丘陵や土岐三国山県立自然公園など、市内外に誇る豊かな自然環境を意味しています。『土』は、1300年以上の伝統を持つ美濃焼と美濃焼に関する歴史や産業を意味しています。

糸を織り上げて美しい織物を作るように、これら『人』、『自然』、『土』の3つの魅力を掛け合わせ、地域内外に情報発信することで、自然の恵みを享受し、美濃焼をはじめとした土岐市に受け継がれてきた文化や歴史を誇りに感じ、市内外の人が交流し、みんなで協力し、助け合い、幸せを実感できるまちを築き上げていくことを目指します。

第2章 めざすまちづくりの方向性

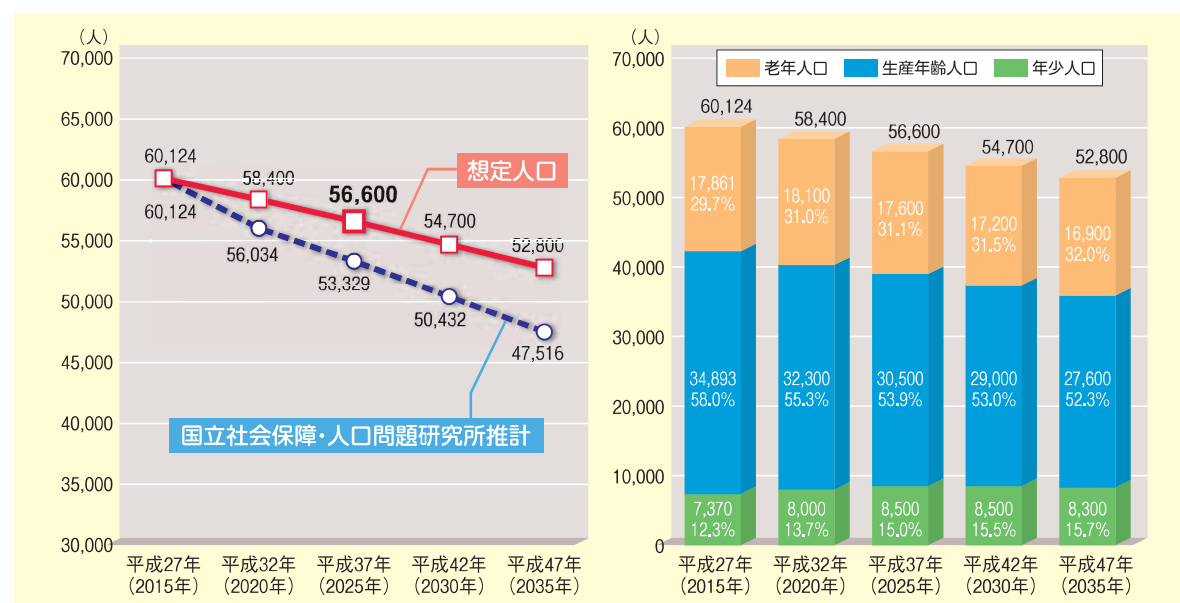
1 基本指標

基本指標として、人口（客観指標）とまちづくり指標（主観指標）を設定します。

1 人口（客観指標）

想定人口 56,600人

少子化対策による出生率の向上や定住・移住対策による社会移動の改善といった対策を重点的に実施することで、平成37年度（2025年度）の人口を56,600人と想定します。



想定人口について

人口見通し	国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現状のまま推移すると、平成47年(2035)には4.7万人程度にまで減少する見通しとなっている。
推計方法	住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法 ^{*20} により算出。
合計特殊出生率	現状の1.40から平成37年までに1.80、平成52年(2040)までに2.07へと段階的に改善すると仮定している。
移動率	平成11、16、21、26年の平均で一定と仮定している。

^{*20} **コーホート要因法** コーホートとはある一定期間内に生まれた人の集団のこと。コーホート要因法とは各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。

2 まちづくり指標（主観指標）

平成26年度に実施した市民意識調査の結果をもとに「住みよさ指標」「定住指標」「市政満足度指標」の3つの指標を設定します。

まちづくり指標は、長期的には100%を目指すべきものですが、本計画の計画期間中においては、下記の目標を設定します。

① 住みよさ指標

土岐市は暮らしやすいまちと感じる市民
61.8% ⇒ 70.0%

まちの将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が暮らしやすさを実感できるまちを実現し、平成37年（2025年）には、「土岐市は暮らしやすいまち」と感じる市民が70.0%になることを目標とします。

② 定住指標

今後も土岐市に住み続けたいと考える市民
50.6% ⇒ 60.0%

まちの将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民がずっと住み続けたいと思えるまちを実現し、平成37年（2025年）には、「ずっと土岐市で暮らしたい」と考える市民が60.0%になることを目標とします。

③ 市政満足度指標

土岐市の現状について満足と感じている市民
27.3% ⇒ 50.0%

市民参画の機会を多く設け、土岐市のまちづくりを市民と一緒に進めることにより、多くの市民が満足感を得られるようなまちづくりを実現し、平成37年（2025年）には、「市政を総合的に評価した満足度」が50.0%になることを目標とします。

2 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

まちの将来像である『人と自然と土が織りなす 交流文化都市』を踏まえ、豊かな自然の恵みを享受し、歴史ある焼き物文化をもとに市内外の人との交流が促進できる都市の構築を目指し、次の方針に基づいて、秩序ある土地利用を図ります。

基本方針

- 人口減少や高齢社会を考慮し、自然と調和したコンパクトでバランスのとれた集約型の都市構造を目指した土地利用を図ります。
- 丘陵地などの豊かな自然環境を大切に守り育てるとともに、自然災害からの被害を回避し、安全に暮らすことのできる土地利用を図ります。
- 環境負荷の少ないまちづくりを基本に、既成市街地の再生と土地の有効活用による人とまちが活気づく土地利用を図ります。
- 広域交通網の結節点にあたる恵まれた立地条件を活かし、活発な交流を生み出す土地利用を図ります。
- 子どもから高齢者まで、誰もが愛着を持って住み続けられる安心・安全、快適な住環境を形成する土地利用を図ります。

2 土地利用の方向

基本方針を踏まえ、本市を「住居ゾーン」、「商業ゾーン」、「産業ゾーン」、「自然・緑地ゾーン」の4つに区分し、それぞれの環境に適した土地利用へと誘導していきます。また、本市の特性である広域交通の利便性を活かし、交流文化都市の形成を促す拠点として、「中心交流拠点」、「自然・観光交流拠点」、「自然・複合交流拠点」、「広域的産業交流拠点」の4つを位置づけます。更に、人やものなどの活発な交流を促すための骨格として「交流ネットワーク」を位置づけ、市内外や地域間の連携・交流を図ります。

ゾーン形成の方針

① 住居ゾーン

地域の特性を十分に踏まえた良質な居住水準と良好な居住環境の形成を目標に、用途の混在や敷地の細分化などを防止しつつ、生活環境の整備・改善を図ります。

② 商業ゾーン

市民生活の向上や地域の活性化等に対応するために必要な土地利用を図ります。土岐市駅周辺においては、まちなかの魅力ある市街地として再生を図ります。幹線道路沿道については、利便性の良さを活かし、商業施設の適切な誘導を図ります。

③ 産業ゾーン

工業団地として開発された区域では、周辺の豊かな自然に配慮し、企業誘致を進め、市民所得の向上や安定した就業機会の確保、地域人口の定住化等を図ります。

既成市街地内で陶磁器産業などの地場産業が立地している地区については、これ以上の住宅と工業の混在を抑制し、良好な環境を阻害しない範囲において、職住近接の市街地の形成を図ります。

④ 自然・緑地ゾーン

市民生活にゆとりと潤いをもたらす豊かな自然環境を大切に保全するとともに、林業や農業の振興を進め、森林や農地、緑地がもつ多面的な機能の充実を図ります。



拠点・ネットワーク形成の方針

① 中心交流拠点

幹線交通網が集中する土岐市駅周辺は、公共交通が充実し、人・もの・情報の流れの結節点となっています。商業・サービス・居住等の都市機能を集約させ、市民や来訪者が集い、交流できる本市の玄関口として再生を図ります。

② 自然・観光交流拠点（南部丘陵）

南部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、土岐三国山県立自然公園、温泉、農地等の地域資源を活かして、自然とのふれあいができる観光交流拠点の形成を図ります。

③ 自然・複合交流拠点（北部丘陵）

北部丘陵においては、豊かな自然環境の保全を基調としつつ、現在、美濃焼卸商業団地や工業団地、道の駅志野・織部、美濃陶芸村、土岐市総合活動センター等があり、今後も商工・観光・スポーツ・レクリエーション等、バランスの取れた土地利用を図ります。

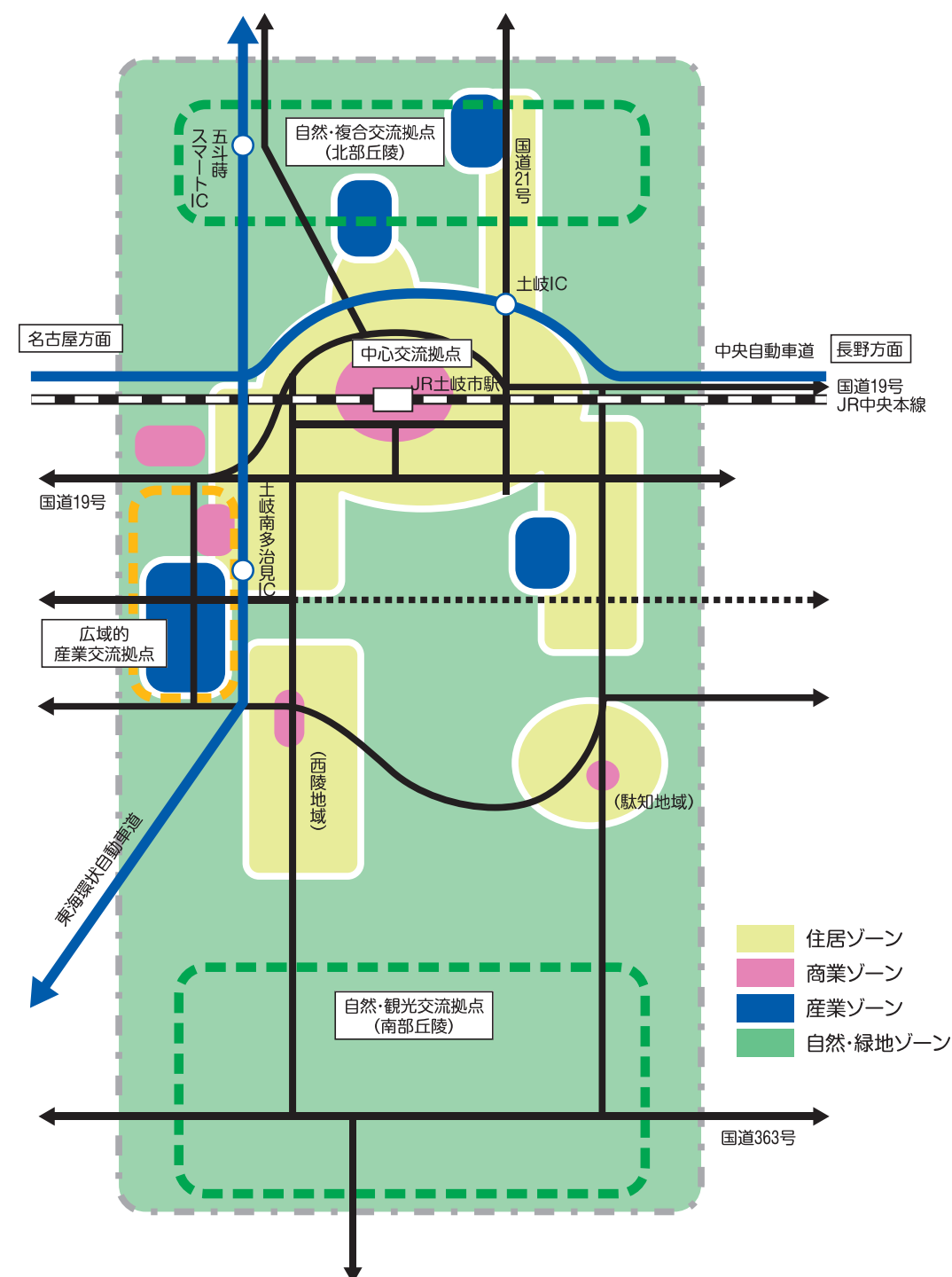
④ 広域的産業交流拠点

土岐南多治見 IC 周辺においては、自然環境との調和を図りつつ基盤整備や積極的な企業誘致を推進し、広域的産業拠点としての形成を図ります。また、観光・レクリエーションへの玄関口として、市内各地域への誘導を図ります。

⑤ 交流ネットワーク

活力ある都市活動を支え、人・もの・情報の活発な交流を促す骨格として、遠隔地と本市を結ぶ広域交流軸、隣接県や周辺都市と本市を東西・南北に結ぶ地域交流軸、市内の日々の生活を支える生活交流軸といった、体系的な交流ネットワークの構築を図ります。

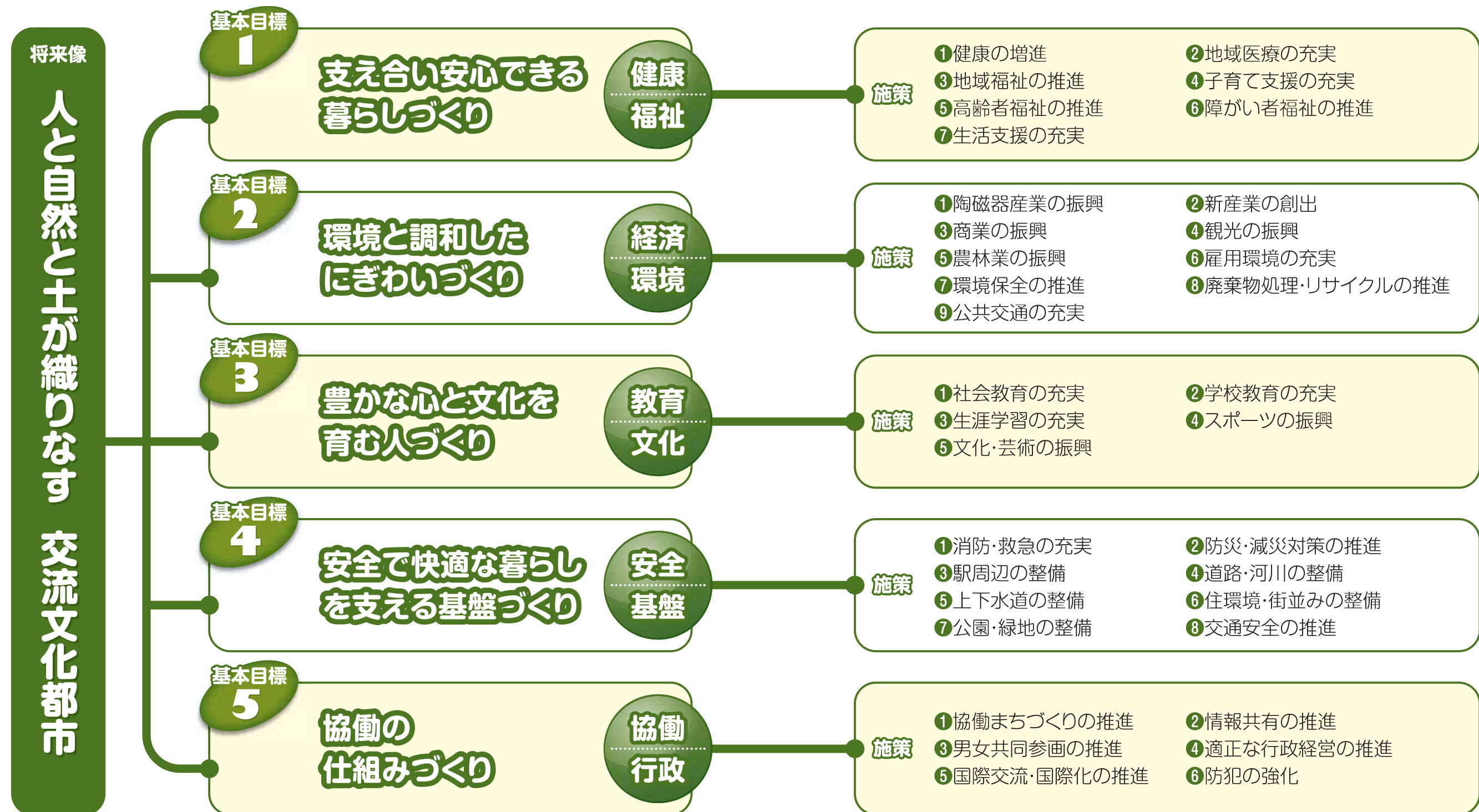
土地利用構想図



第3章 基本目標・施策の大綱

1 施策の大綱

まちの将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性として5つの基本目標を掲げます。



2 基本目標・施策

5つの基本目標にもとづき、施策の方向性を示します。

基本目標

1

支え合い安心できる暮らしづくり【健康・福祉】

地域医療の充実を図るとともに、健康の増進や子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉を推進し、健やかな心と身体を育み、地域住民がともに支え合いながら安心して暮らせる優しいまちづくりを進めます。

1 健康の増進

市民一人ひとりが健康で充実した暮らしを実感できるよう、健診・相談体制の充実、市民の健康意識の高揚を図るなど健康増進活動に取り組めます。



健康を守る市民の集い

2 地域医療の充実

市民が地域で安心して適切な医療を受けられるよう、医療機関との連携のもと、地域医療の充実を図ります。

3 地域福祉の推進

すべての市民が安心して暮らせるよう、地域福祉に対する市民の意識を高めるとともに、民生児童委員、社会福祉協議会や地域ボランティア団体などと連携し、地域社会づくりに取り組めます。

4 子育て支援の充実

家族や地域が子どもを安心して育てられるよう、総合的な子育て支援施策と児童の健全育成に取り組めます。



子育て交流会

5 高齢者福祉の推進

高齢者が生涯にわたり安心・安全で自立した生活を維持し、住み慣れた家庭や地域社会で、いきいきと暮らすことができるよう、総合的な高齢者施策を行います。



老人運動会

6 障がい者福祉の推進

障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、障がい者の自立と社会参加の支援、在宅福祉の充実を図ります。

7 生活支援の充実

ひとり親家庭や低所得者世帯が健康で安定した生活ができるよう、社会情勢の変化に対応した相談・支援体制の強化を図ります。

基本目標 2

環境と調和したにぎわいづくり【経済・環境】

地場産業である陶磁器産業の活性化を図るとともに、農・商・工業、観光などの産業振興を推進し、水と緑の自然を守りながら環境と調和したにぎわいのある元気なまちづくりを進めます。

1 陶磁器産業の振興

陶磁器産業の振興のために、産業基盤の強化を図るとともに、美濃焼のPR強化や更なる販路拡大等を行います。



2 新産業の創出

新産業の創出のために、広域交通アクセス網を活用し、新産業の誘致・支援を行うとともに、新たな進出用地の確保に取り組みます。

3 商業の振興

商業の振興のために、消費者ニーズを充たし、市民生活の向上につながる、地域に密着した魅力ある商業環境を形成します。

4 観光の振興

市民や来訪者が本市の魅力を満喫できるよう、美濃焼をはじめとする産業・文化・歴史資源を活かした観光、温泉を有効活用し自然や景観を活かした観光の振興を図ります。

5 農林業の振興

農林業の振興のために、農地や森林の保全・育成を進めるとともに、農林資源を有効に活用します。

6 雇用環境の充実

若者の定着や他地域からの人口流入等を促進するために、雇用の場の創出と働きやすい労働環境の確保に取り組みます。

7 環境保全の推進

環境保全に対する市の取り組みの強化と市民意識の高揚を図り、市民と行政が一体となった環境保全活動に取り組みます。

8 廃棄物処理・リサイクルの推進

市民や事業者と市が一体となって、廃棄物の効率的な処理を進め、ごみの減量化や再資源化に取り組むことにより、循環型社会の構築を図ります。

9 公共交通の充実

市民バスの適正運行を推進するとともに、バスや列車の運行本数等の充実を関係機関に働きかけ、公共交通機関の充実を図ります。



基本目標 3

豊かな心と文化を育む人づくり【教育・文化】

確かな学力を育む学校教育の充実を図るとともに、誰もが気軽に学ぶことのできる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解し親しむ機会を創出し、毎日の生活を豊かにするまちづくりを進めます。

1 社会教育の充実

市民一人ひとりが家庭や地域社会における役割と責任を十分に認識し、家庭・地域・学校が一体となって青少年の健全育成に取り組むとともに、豊かな心を育むうえで基本となる家庭教育や地域教育、人権教育の充実を図ります。

2 学校教育の充実

子どもたちが確かな学力を身につけ豊かな心を育むために、教育内容や学習環境を充実させます。また、子どもの個性を活かし、多様化・高度化する社会の要請に的確に対応した教育を行います。

3 生涯学習の充実

市民が生涯を通じて、主体的に学ぶことができるよう、ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、指導者の育成や施設の整備等を図ります。



妻木公民館での交流会

4 スポーツの振興

子どもから高齢者まで誰もが手軽にスポーツに親しむことができる環境や機会の充実を図ります。また、指導者の育成や施設の整備等を図ります。



TOKI スポーツフェスティバル

5 文化・芸術の振興

市民が文化・芸術に親しむことができる環境づくりを推進するとともに、伝統文化の継承、文化財の保存・活用を図ります。また、市民がふるさとの歴史に興味・愛着を持てるような施策を行います。



元屋敷陶器窯跡



八幡神社の流鏝馬

基本目標 4

安全で快適な暮らしを支える基盤づくり【安全・基盤】

道路や公園、上下水道などの都市機能を充実させ、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。また、消防・救急体制の充実や交通安全の推進を図り、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

1 消防・救急の充実

消防・救急体制の強化を図るとともに、火災予防の徹底や消防団活動の充実等により地域の消防力の向上を図ります。

2 防災・減災対策の推進

治山治水対策や地震対策を強化するとともに、自主防災組織の育成など地域の防災体制を強化し、防災・減災の観点から災害に強い安全なまちづくりに取り組みます。



DIG(災害図上訓練)

3 駅周辺の整備

本市の玄関口である土岐市駅周辺は、多くの市民や来訪者が集い、ふれあうことができるよう、交通・交流の結節点としてふさわしい環境整備を行います。

4 道路・河川の整備

人と車が安全で快適に移動できるよう、道路や橋梁などの整備と適切な維持管理を行います。

市民の生活を浸水害から守るため、河川やため池の整備と適切な維持管理を行います。また、市民が親しみ、潤いや安らぎを感じることができる水辺環境の整備を行います。

5 上下水道の整備

水道施設の適切な維持管理や耐震化を進め、安定した水の供給を確保するとともに、水道事業の適正化や効率化を図ります。

公共下水道の整備と適切な維持管理を進めるとともに、合併処理浄化槽などの有効な利用による水洗化を促進し、快適な生活環境の確保に取り組みます。

6 住環境・街並みの整備

市民が安心・安全で快適に生活でき、将来にわたり住み続けたいと思うことができるよう、地域ごとの課題に対応した住環境整備を行い、良好な住宅・住環境の形成を図ります。

7 公園・緑地の整備

市民が交流や憩いの場として安全で快適に公園を利用できるよう、適切な維持管理を図るとともに、緑地の保全・活用を進め、ゆとりある市街地形成を図ります。



総合公園

8 交通安全の推進

交通事故のない安全な暮らしを守るため、交通安全施設を整備するとともに、市民安全に対する意識の高揚を図ります。



基本目標 5

協働の仕組みづくり【協働・行政】

市民の積極的な市政への参画や市民と行政の情報共有により、相互の信頼関係を深め、共に考え、共に行動する協働のまちづくりを進めます。また、行政改革や公共施設の適正な維持管理等を推進することにより、健全な行財政運営を推進します。

1 協働まちづくりの推進

市民と行政がそれぞれの役割と責任を確認しながら、協働して進めるまちづくりの仕組みを構築します。また、自治会等の地域活動やNPO・ボランティア等による市民活動を支援し、行政との協働・連携によるまちづくりに取り組みます。



2 情報共有の推進

行政情報の積極的な公開を行うとともに、市民へのわかりやすい情報提供や様々な機会でも市民ニーズや意見の把握に努め、市民と行政がともに情報を共有できる環境づくりを進めます。また、今後も地域や行政の高度情報化に対応する体制を整備します。

3 男女共同参画の推進

男女が平等に参画し個人としての能力の発揮やワーク・ライフ・バランス^{*21}の実現ができるよう、男女共同参画に対する意識の高揚を図り、あらゆる分野において男女共同参画の視点で取り組みます。

^{*21} ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

4 適正な行政経営の推進

公共施設の適正な維持管理に向けた取り組みを強化するとともに、行財政改革に積極的に取り組み、行政サービスの向上や効率的で健全な行財政運営を推進します。

5 国際交流・国際化の推進

国際交流を通じた相互理解や人づくり、市民レベルの活発な交流活動などを支援し、国際感覚豊かな人づくりや、外国人に優しいまちづくりに取り組みます。

6 防犯の強化

犯罪のない地域社会をつくるため、行政、警察、自主防犯組織等が一体となった防犯体制を強化するとともに、市民の防犯意識の高揚を図り、地域の防犯環境の整備等を行います。



防犯パトロール

第4章 基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を以下に示します。

1 協働と自主自立によるまちづくり

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みます。

2 健全で持続可能な市政運営

行政経営に、民間の企業経営では当たり前となっている、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に使用し、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れることにより、市民から信頼される市政運営の推進が図られます。

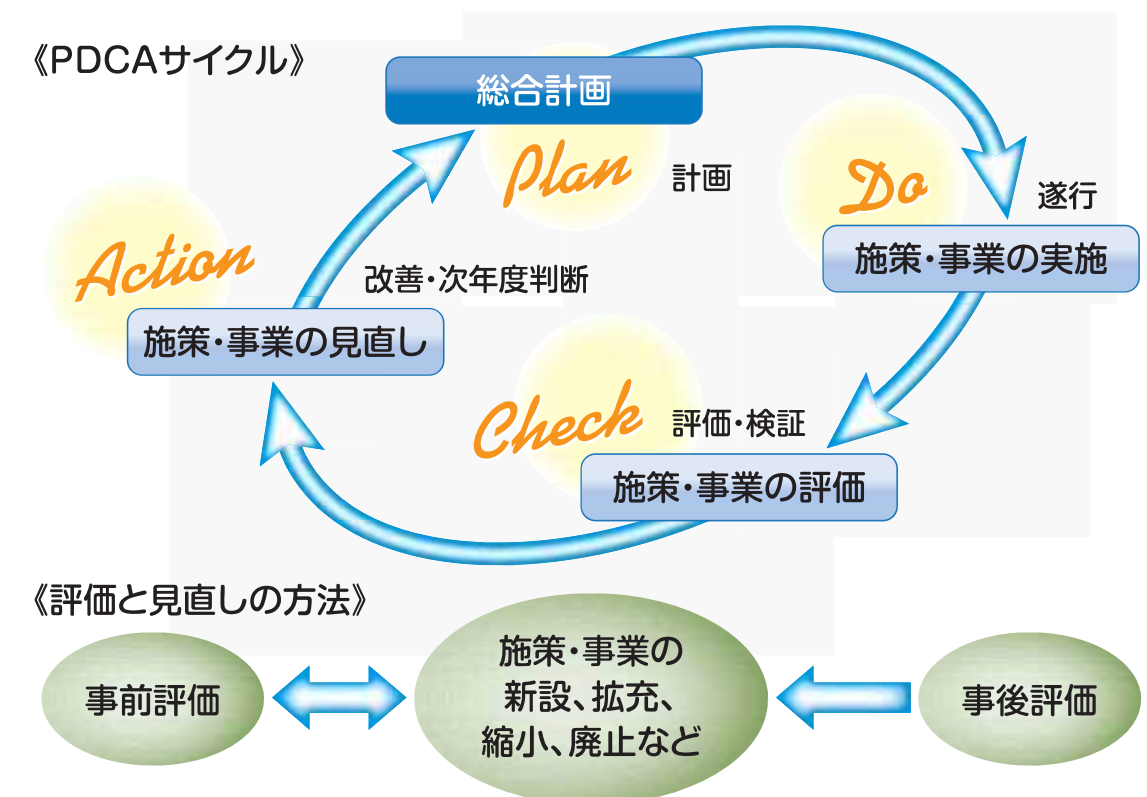
そのためには、行政運営の手法についても、民間企業の経営手法を参考とし、独自の行政経営手法を確立する必要があります。

3 PDCA サイクルによる進行管理

総合計画に基づいて実施される施策・事業について PDCA サイクルで進行管理していきます。

評価にあたっては、最終的にどうなることを目指すかという「目標指標」を設定した進捗管理を行うとともに、施策・事業の担当課による評価だけでなく、市民や有識者などの参画も含めて複合的な視点を取り入れた評価を行います。

■ PDCA サイクルと評価・見直しの方法



4 選択と集中による効率的な施策・事業推進

今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれており、選択と集中の考え方に基づき、中長期的な視点からみた市の重要政策分野について重点的な対応を図り、効率的に施策・事業を推進します。本基本構想の計画期間においては、本市への人口定着及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、行政と市民や市民団体、企業等様々な組織・団体が一丸となり、まち・ひと・しごと創生に関する取り組みも重点的に推進していきます。

第Ⅲ編
資料編

1 第六次土岐市総合計画の策定経過

	月 日	項 目	備 考
平成26年	9月26日	土岐市総合計画策定条例の制定	
	12月～1月	市民意識調査（一般・中学生とその保護者）の実施	対象： ①16歳以上の市民（無作為抽出、3,000人） ②土岐市内の中学校に通う2、3年生の保護者（990人） ③土岐市内の中学校に通う2、3年生（1,003人）
平成27年	1月～2月	企業・自治会・市民活動団体意識調査の実施	対象： ①土岐市の企業・事業所（99事業所） ②土岐市内の自治会長（305人） ③土岐市で活動している市民活動団体（73団体）
	1月27日	第1回総合計画審議会	諮問 【議題】 ・第六次土岐市総合計画の策定方針について ・第五次土岐市総合計画の主な取組について
	2月中旬～下旬	職員アンケート調査の実施	対象：市職員397人
	3月13日～3月27日	まち懇（まちづくり懇談会）の開催	市内8地区で開催（ワークショップ形式） 土岐津（3月13日）、下石（3月18日）、妻木（3月26日）、鶴里（3月17日）、曾木（3月19日）、駄知（3月25日）、肥田（3月27日）、泉（3月16日）
	3月24日	第2回総合計画審議会	【議題】 ・第五次土岐市総合計画の総括について ・市民意識調査等の結果について ・将来人口の推計について ・基本構想の策定について
	5月22日	第3回総合計画審議会	【議題】 ・基本構想案について
	6月24日	第4回総合計画審議会	【議題】 ・基本構想案について
	7月1日～7月22日	審議会による意見聴取	市民意見の募集（4通の意見）
	8月6日	第5回総合計画審議会	【議題】 ・意見聴取の結果について ・基本構想（答申案）について 答申
	9月25日	総合計画基本構想可決	

2 関係例規

土岐市総合計画策定条例

（趣 旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び実施計画からなるものをいう。
- （2）基本構想 長期的展望に立ち、本市が目指すべき将来像及びこれを達成するために必要な基本目標を示すものをいう。
- （3）実施計画 基本構想に位置付けられた目標を達成するために実施する具体的な事業を示すものをいう。

（総合計画審議会）

第3条 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について調査審議するため、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申の日までとする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（議会の議決）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（実施計画の策定）

第5条 市長は、基本構想に基づき、実施計画を策定するものとする。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委 任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成26年9月26日）から施行する。

土岐市総合計画審議会規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、土岐市総合計画策定条例（平成26年土岐市条例第17号）第3条第4項の規定に基づき、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の委員）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
 - （2）公募により選出された者
 - （3）関係諸団体の代表者
 - （4）その他市長が必要と認める者
- （会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員会）

第5条 会長は、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、委員のうちから、会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により定める。

4 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。

（委 任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日（平成26年9月26日）から施行する。

3 諮 問

	土総政第2892号 平成27年1月27日
土岐市総合計画審議会 会長 様	
	土岐市長 加 藤 靖 也
第六次土岐市総合計画（基本構想）の策定について（諮問）	
土岐市総合計画策定条例第3条の規定に基づき、第六次土岐市総合計画（基本構想）の策定について貴審議会の意見を求めます。	

4 答 申

	平成27年8月6日
土岐市長 加藤 靖也 様	土岐市総合計画審議会 会長 昇 秀 樹
第六次土岐市総合計画（基本構想）の策定について（答申）	
平成27年1月27日付け、土総政第2892号で諮問された第六次土岐市総合計画（基本構想）の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。	
なお、総合計画の推進にあたっては、下記の事項について配慮されるよう要望します。	
記	
1. 審議会の審議過程で出された意見及び意見聴取により提出された市民からの意見を十分尊重されたい。	
2. 基本構想における本市の将来像の実現に向け、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に捉え、実施計画において重点的、優先的に実施する施策を講じることに努められたい。	
3. 総合計画に基づき実施される施策については、市民にわかりやすく情報提供されたい。	

5 土岐市総合計画審議会委員名簿

順不同（敬称略）

規則区分	氏 名	備 考
(1) 学識経験を有する者	昇 秀樹	名城大学 都市情報学部教授
(2) 公募により選出された者	山口 和雄	公募委員
	犬塚 和世	公募委員
	高井 哲雄	公募委員
	中根 達人	公募委員
(3) 関係諸団体の代表者	水野 健一	土岐市連合自治会
	白石 文伸	土岐商工会議所
	井野 寛義	土岐市社会福祉協議会
	土本 浩義	土岐青年会議所
	土本佳代美	土岐市 PTA 連合会
(4) その他市長が必要と認める者	若宮 克行	岐阜県東濃振興局（※）
	野田 泰弘	岐阜県東濃県事務所（※）
	加藤 悟	土岐市教育委員会
	小島 三明	副市長

※印の委員の方は役職交代等により代わられた方及びその後任の方です。

6 個別計画（各分野の主要計画等）

基本目標 1 支え合い安心できる暮らしづくり【健康・福祉】

名 称	目 的	主管課
土岐市障がい者計画	市内の障がい者数の現状及び推移、障がい者等の日常生活上の意識認識を基に、市の障がい者福祉に関する施策を達成するために策定するもの。	福祉課
第 4 期土岐市障がい福祉計画	障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に対する平成29年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするもの。	福祉課
土岐市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	介護サービス、保健・福祉サービスの現状等について評価・検証し、介護保険制度が目指す、住み慣れた地域で高齢者の尊厳を保持し自立支援を一層進めていくもの。	高齢介護課
土岐市地域福祉計画	多様な生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みづくりや、福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めるもの。	高齢介護課
土岐市子ども・子育て支援事業計画	将来の子育てニーズに対応するため、ニーズの把握と確保策を定めるもの。	子育て支援課
保育園再編計画	老朽化した保育園・幼稚園の改築、統合を時代に合った形ですすめるもの。	子育て支援課
土岐市健康づくり計画（第 2 次健康とき21計画）	住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるもの。	健康増進課
土岐市総合病院中長期整備計画（施設・設備）	建物・設備機能を長期に渡り維持していくために適切な時期に修繕や更新を行うための計画を定めるもの。	総合病院
病院事業改革プラン	総務省より通知のあった新公立病院改革ガイドラインによる改革プランを策定し、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を図るもの。	総合政策課

基本目標 2 環境と調和したにぎわいづくり【経済・環境】

名 称	目 的	主管課
土岐市観光振興計画	観光資源の変化や観光を取り巻く環境の変化、観光客のニーズや思考の変化に対応した新たな観光の指針を定めるもの。	産業振興課
土岐市公共交通総合連携計画（平成28年度～ 土岐市地域公共交通網形成計画）	市の公共交通をより多くの方にとって便利で且つ持続可能なものとするための取り組みを定めるもの。	産業振興課
第 3 次土岐市地球温暖化対策実行計画	温室効果ガス排出量を平成33年度において基準年度（平成12年度）比で12%削減する目標を達成するために、市が実施する具体的な取組内容を示したもの。	環境課
一般廃棄物処理実施計画	廃棄物の減量化・資源化再利用への意識の高揚を求め、循環型社会の構築に向けた幅広い取り組みを図るもの。	環境センター
第 7 期分別収集計画	容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るもの。	環境センター

基本目標 3 豊かな心と文化を育む人づくり【教育・文化】

名 称	目 的	主管課
土岐市教育振興基本計画 （土岐市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）	教育の中長期的視点で諸施策を体系的かつ効果的に展開していく必要があるため、計画を策定するもの。	教育委員会 庶務課 （総合政策課）
施設整備計画	義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造などについて定めるもの。	教育委員会 庶務課
史跡乙塚古墳附段尻荅古墳整備計画	貴重な文化財を後世に伝えとともに、周辺の環境整備を行い、郷土の歴史を体感できる場として活用できるようにするもの。	文化振興課

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤づくり【安全・基盤】

名 称	目 的	主管課
土岐市地域防災計画	市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るもの。	総務課
土岐市国民保護計画	武力攻撃事態等に際して、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するもの。	総務課
土岐市公園施設維持管理計画	市内における都市公園施設の維持修繕や更新等を行い、住民が安全で安心して利用できるように既存公園を整備すると共に、計画的に維持修繕等を行うことにより、効率的で経済的な整備をするもの。	都市計画課
土岐市都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。	都市計画課
緑の基本計画	都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めるもの。	都市計画課
土岐市景観計画	美しく、住み良いまちづくりを目的とし、市民と協働して景観を守り、育てていくために策定するもの。	都市計画課
土岐市耐震改修促進計画	市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るために、総合的な建築物の耐震化施策を計画的かつ効果的に推進していくもの。	都市計画課
橋梁長寿命化修繕計画	将来にわたり管理橋梁を保全し道路ネットワーク機能を維持するにあたり、膨大な費用を要す架替えが一時期に集中しないように、橋梁の長寿命化を図ることで財政負担を軽減及び平準化するもの。	土木課
土岐市公共下水道 基本計画	良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するため、計画的な下水道整備を推進し、円滑な下水道事業の実施に資することを目的として、下水道基本計画を策定するもの。	下水道課
土岐市公共下水道 事業計画	事業計画は、長期間にわたる計画を定めても計画内容の実効性が低くなるため、優先度の高い区域から5～7年の間に財政、執行能力等の点で整備可能な区域で策定するもの。	下水道課

土岐市公共下水道 長寿命化計画 （土岐市浄化センター）	下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、予防保全的な管理を行うと共に改築等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るもの。	下水道課
土岐市公共下水道 長寿命化計画 （管渠）	下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、予防保全的な管理を行うと共に改築等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るもの。（対象は20年以上経過した管渠等）	下水道課

基本目標 5 協働の仕組みづくり【協働・行政】

名 称	目 的	主管課
第2次土岐市男女共同参画プラン	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、総合的に推進するための指針として策定するもの。	総合政策課
第5次土岐市行財政改革大綱	これまでの改革成果を活かしながら、市内部の再点検を行い、効率的で効果的な行政運営を行えるよう新たな視点を加えた改革を進めるため策定するもの。	総合政策課
土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略	国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、土岐市における人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」、これを踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するもの。	総合政策課

※この一覧は、総合計画策定時のものであり変更となる場合があります。

第六次 土岐市総合計画

平成 28 年 3 月

発 行／土 岐 市

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101

TEL 0572-54-1111

編 集／総務部総合政策課
